

周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成24年周南市条例第57号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同  
条に次の1号を加える。

(3) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務（以下「移管事務」という。）に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する教育委員会がした処分その他の行為は、市長がした処分その他の行為とみなす。

3 移管事務に関し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、当該行為が市長に対してなされたものとみなす。

(周南市鶴いこいの里条例の一部改正)

4 周南市鶴いこいの里条例（平成15年周南市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「主事その他」を削る。

第7条から第11条まで、第13条から第16条まで及び第21条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「補てん」を「補填」に改める。

第23条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（周南市文化財保護条例の一部改正）

5 周南市文化財保護条例（平成15年周南市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第3条中「周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条第1項及び第2項、第6条並びに第7条第1項、第2項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4号中「き損」を「毀損」に改める。

第11条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第1項本文中「教育委員会」を「市長」に改め、同項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条及び第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「又はき損」を「又は毀損」に改める。

第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会」を「市長」に、「囲さく」を「囲柵」に改める。

第19条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第20条第1項、第2項、第5項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第22条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、「、市は」を削る。

第23条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第24条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「別に教育委員会が」を削る。

第25条を次のように改める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(周南市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に周南市文化財審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の周南市文化財保護条例第24条第1項に規定する周南市文化財審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、令和7年6月30日までとする。

(山田家本屋保存条例の一部改正)

- 7 山田家本屋保存条例（平成15年周南市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、山田家本屋の管理を行わせることができる。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第4号中「委託された」を削る。

第14条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(周南市民俗資料展示施設条例の一部改正)

8 周南市民俗資料展示施設条例（平成17年周南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条ただし書、第6条ただし書、第8条及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会が」を削る。

第13条中「教育委員会が規則で」を「市長が」に改める。

（周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部改正）

9 周南市の政策推進における組織の役割を定める条例（平成24年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第15号ア中「の支援及び文化財の保護・活用を図る」を「を支援する」に改める。

(参 考)

周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(市長が管理執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、教育委員会の職務権限に属する事務のうち次に掲げる事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化に関すること（<u>文化財の保護に関すること</u>を除く。）。</p>	<p>(市長が管理執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、教育委員会の職務権限に属する事務のうち次に掲げる事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化に関すること（<u>次号に掲げるものを除く。</u>）。</p> <p><u>(3) 文化財の保護に関すること。</u></p>

周南市鶴いこいの里条例新旧対照表（附則第4項の改正）

現行	改正案
<p>（管理）</p> <p>第3条 鶴いこいの里は、<u>周南市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が管理する。</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 鶴いこいの里に所長のほか、<u>主事その他</u>必要な職員を置く。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第7条 交流センター、須野河内交流館を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。ただし、第2号の場合において、特に<u>教育委員会</u>が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（宿泊の許可基準）</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で</p>	<p>（管理）</p> <p>第3条 鶴いこいの里は、<u>市長</u>が管理する。</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 鶴いこいの里に所長のほか、必要な職員を置く。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第7条 交流センター、須野河内交流館を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。ただし、第2号の場合において、特に<u>市長</u>が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（宿泊の許可基準）</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合でなけれ</p>

現行	改正案
<p>なければ、宿泊の許可をすることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が適当であると認めるもの</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第11条 運動広場又は野鶴監視所(以下「運動広場等」という。)において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可の申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の許可に運動広場等の管理及び鶴の保護のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第13条 <u>教育委員会</u>は、運動広場等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は運動広場等に関</p>	<p>ば、宿泊の許可をすることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当であると認めるもの</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第11条 運動広場又は野鶴監視所(以下「運動広場等」という。)において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可の申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の許可に運動広場等の管理及び鶴の保護のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、運動広場等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は運動広場等に関する工</p>

現行	改正案
<p>する工事のためやむを得ないと認める場合において、運動広場等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて運動広場等の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第14条 運動広場を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に運動広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用させないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(占有の許可)</p> <p>第16条 水泳プールを占有しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に水泳プールの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の取消し)</p>	<p>事のためやむを得ないと認める場合において、運動広場等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて運動広場等の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第14条 運動広場を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に運動広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用させないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(占有の許可)</p> <p>第16条 水泳プールを占有しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に水泳プールの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の取消し)</p>



現行

第21条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは鶴いこいの里より退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他教育委員会において必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第22条 使用者は、鶴いこいの里の施設又は機材器具を損傷し、又は亡失したときは、その負担においてこれを修理し、若しくは補てんし、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

改正案

第21条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは鶴いこいの里より退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他市長において必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第22条 使用者は、鶴いこいの里の施設又は機材器具を損傷し、又は亡失したときは、その負担においてこれを修理し、若しくは補填し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

周南市文化財保護条例新旧対照表（附則第5項の改正）

現行	改正案
<p>（財産権の尊重及び公益との調整）</p> <p>第3条 <u>周南市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、この条例の施行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>（指定）</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、本市の区域内に存する文化財（法及び県条例の規定による指定を受けた文化財を除く。）のうち本市にとって重要なものを周南市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該文化財（無形文化財を除く。）の所有者（所有者が判明しない場合を除く。以下同じ。）及び権原に基づく占有者（権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。以下同じ。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、無形文化財について第1項の規定による指定をするときは、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。ただし、指定をした後においても保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p>	<p>（財産権の尊重及び公益との調整）</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、この条例の施行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>（指定）</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、本市の区域内に存する文化財（法及び県条例の規定による指定を受けた文化財を除く。）のうち本市にとって重要なものを周南市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該文化財（無形文化財を除く。）の所有者（所有者が判明しない場合を除く。以下同じ。）及び権原に基づく占有者（権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。以下同じ。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、無形文化財について第1項の規定による指定をするときは、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。ただし、指定をした後においても保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p>

現行	改正案
<p>きる。</p> <p>(解除)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定等に関する意見の聴取)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次に掲げる事項については、あらかじめ周南市文化財審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(告示及び通知並びに指定書等の交付)</p> <p>第7条 第4条第1項の規定による指定(同条第3項ただし書の規定による追加認定を含む。)は、<u>教育委員会</u>がその旨を告示するとともに、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者、保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行う。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、第4条第1項の規定による指定(同条第3</p>	<p>(解除)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、市指定文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定等に関する意見の聴取)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次に掲げる事項については、あらかじめ周南市文化財審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(告示及び通知並びに指定書等の交付)</p> <p>第7条 第4条第1項の規定による指定(同条第3項ただし書の規定による追加認定を含む。)は、<u>市長</u>がその旨を告示するとともに、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者、保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行う。</p> <p>2 <u>市長</u>は、第4条第1項の規定による指定(同条第3項ただ</p>

現行	改正案
<p>項ただし書の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該市指定文化財の所有者には指定書、保持者又は保持団体の代表者には認定書を交付しなければならない。</p>	<p>し書の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該市指定文化財の所有者には指定書、保持者又は保持団体の代表者には認定書を交付しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 市指定文化財の所有者、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、その代表者であった者）は、前項の規定により市指定文化財の指定又は認定の解除の通知を受けたときは、速やかに指定書又は認定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p>	<p>4 市指定文化財の所有者、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、その代表者であった者）は、前項の規定により市指定文化財の指定又は認定の解除の通知を受けたときは、速やかに指定書又は認定書を<u>市長</u>に返付しなければならない。</p>
<p>(管理及び修理の義務)</p>	<p>(管理及び修理の義務)</p>
<p>第8条 市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体の代表者は、この条例及びこれに基づく<u>教育委員会規則</u>で定めるところに従い、当該市指定文化財の管理及び修理の責に任ずるものとする。</p>	<p>第8条 市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体の代表者は、この条例及びこれに基づく<u>規則</u>で定めるところに従い、当該市指定文化財の管理及び修理の責に任ずるものとする。</p>
<p>(管理方法の助言又は勧告)</p>	<p>(管理方法の助言又は勧告)</p>
<p>第9条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体その他その管理に当たることを適当と認める者（以下「管理者」という。）に対し、市指定文化財の管理方法に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</p>	<p>第9条 <u>市長</u>は、市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体その他その管理に当たることを適当と認める者（以下「管理者」という。）に対し、市指定文化財の管理方法に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</p>
<p>(届出事項)</p>	<p>(届出事項)</p>
<p>第10条 次に掲げる場合には、市指定文化財の所有者、保持者</p>	<p>第10条 次に掲げる場合には、市指定文化財の所有者、保持者</p>

現行	改正案
<p>(保持者が死亡した場合にあっては、その相続人)又は保持団体の代表者(保持団体が解散した場合にあっては、その代表者であった者)は、速やかに指定書又は認定書を添えて<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(管理又は修理の補助)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>教育委員会</u>は、当該補助金に係る管理又は修理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督をすることができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第12条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付を受け、又は受けることとなった所有者、保持者又は保持団体及び管理者が次の各号のいずれかに該当するときは当該所有者、保持者又は保持団体及び管理者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は補助金の全部若しくは一部の交付をしないことができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。</p>	<p>(保持者が死亡した場合にあっては、その相続人)又は保持団体の代表者(保持団体が解散した場合にあっては、その代表者であった者)は、速やかに指定書又は認定書を添えて<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(管理又は修理の補助)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>市長</u>は、当該補助金に係る管理又は修理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督をすることができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第12条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付を受け、又は受けることとなった所有者、保持者又は保持団体及び管理者が次の各号のいずれかに該当するときは当該所有者、保持者又は保持団体及び管理者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は補助金の全部若しくは一部の交付をしないことができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p>

現行	改正案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(現状変更等の制限及び損失補償)</p> <p>第13条 市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置で<u>教育委員会規則</u>で定める範囲のもの又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による許可を与える場合においては、必要な指示をすることができる。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定による指示に従わないときは、許可に係る行為の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修理の届出等)</p> <p>第14条 市指定文化財を修理しようとするときは、その所有者及び管理者は、あらかじめその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付を受けて修理を行う場合又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定文化財の保存上必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の届出に係る市指定文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(現状変更等の制限及び損失補償)</p> <p>第13条 市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置で<u>規則</u>で定める範囲のもの又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による許可を与える場合においては、必要な指示をすることができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定による指示に従わないときは、許可に係る行為の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修理の届出等)</p> <p>第14条 市指定文化財を修理しようとするときは、その所有者及び管理者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付を受けて修理を行う場合又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定文化財の保存上必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、前項の届出に係る市指定文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。</p>

現行

(管理又は修理に関する勧告等)

第15条 教育委員会は、市指定文化財の管理が適当でないためその市指定文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、その市指定文化財の所有者及び管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理及び修理に関して必要な措置を勧告することができる。

2 (略)

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体及び管理者に対し、当該市指定文化財を公開することを勧告することができる。

2 (略)

3 第1項の規定による勧告に基づき公開したことに起因して市指定文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対し通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告及び調査等)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体の代表者及び管理者に対し、当該市指定文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

改正案

(管理又は修理に関する勧告等)

第15条 市長は、市指定文化財の管理が適当でないためその市指定文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、その市指定文化財の所有者及び管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理及び修理に関して必要な措置を勧告することができる。

2 (略)

(公開)

第16条 市長は、市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体及び管理者に対し、当該市指定文化財を公開することを勧告することができる。

2 (略)

3 第1項の規定による勧告に基づき公開したことに起因して市指定文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対し通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(報告及び調査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者、保持者又は保持団体の代表者及び管理者に対し、当該市指定文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

現行	改正案
<p>2 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、所有者の同意を得て市指定文化財の調査を行うことができる。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財及び記念物を除く。）の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、所有者の同意を得て市指定文化財の調査を行うことができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、市指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財及び記念物を除く。）の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p>
<p>（標識等の設置）</p> <p>第18条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財の指定をしたときは、当該市指定文化財の管理に関して必要な標識、説明板、境界標、<u>囲さく</u>その他の施設を設置するものとする。</p>	<p>（標識等の設置）</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、市指定文化財の指定をしたときは、当該市指定文化財の管理に関して必要な標識、説明板、境界標、<u>囲柵</u>その他の施設を設置するものとする。</p>
<p>（選定保存技術の選定等）</p> <p>第19条 <u>教育委員会</u>は、本市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法又は県条例の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち本市として保存の措置を講ずる必要があるものを周南市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による選定をするときは、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。ただし、選定をした後においても保持者又は保存団体として追加認定することができる。</p>	<p>（選定保存技術の選定等）</p> <p>第19条 <u>市長</u>は、本市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法又は県条例の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち本市として保存の措置を講ずる必要があるものを周南市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による選定をするときは、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。ただし、選定をした後においても保持者又は保存団体として追加認定することができる。</p>



現行	改正案
<p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定による選定(第2項ただし書の規定による追加認定を含む。)は、<u>教育委員会</u>がその旨を告示するとともに、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体として認定しようとするもの(保存団体にあつては、その代表者又は管理人)に通知して行ふ。</p> <p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による選定(第2項ただし書の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体の代表者若しくは管理人に認定書を交付しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定による選定(第2項ただし書の規定による追加認定を含む。)は、<u>市長</u>がその旨を告示するとともに、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体として認定しようとするもの(保存団体にあつては、その代表者又は管理人)に通知して行ふ。</p> <p>5 <u>市長</u>は、第1項の規定による選定(第2項ただし書の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体の代表者若しくは管理人に認定書を交付しなければならない。</p>
<p>(選定保存技術の解除等)</p> <p>第20条 <u>教育委員会</u>は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。</p>	<p>(選定保存技術の解除等)</p> <p>第20条 <u>市長</u>は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。</p>
<p>2 <u>教育委員会</u>は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第3項及び前項の規定による選定の解除又は第2項の規定による認定の解除は、<u>教育委員会</u>がその旨を告示するとともに、当該市選定保存技術の保持者(保持者が死亡した場合にあつては、その相続人)又は保存団体の代表者若し</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第3項及び前項の規定による選定の解除又は第2項の規定による認定の解除は、<u>市長</u>がその旨を告示するとともに、当該市選定保存技術の保持者(保持者が死亡した場合にあつては、その相続人)又は保存団体の代表者若しくは管</p>

現行	改正案
<p>くは管理人（保存団体が解散した場合にあっては、その代表者又は管理人であった者）に通知して行う。</p> <p>6 市選定保存技術の保持者又は保存団体として認定を受けていたものが、前項の規定による選定又は認定の解除の通知を受けたときは、当該市選定保存技術の保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保存団体の代表者若しくは管理人（保存団体が解散した場合にあっては、その代表者又は管理人であった者）は、速やかに認定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>（選定保存技術の保持者の氏名変更等）</p> <p>第21条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>教育委員会規則</u>の定める理由があるときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人（保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者）について、同様とする。</p> <p>（選定保存技術の保存）</p> <p>第22条 <u>教育委員会</u>は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執るこ</p>	<p>理人（保存団体が解散した場合にあっては、その代表者又は管理人であった者）に通知して行う。</p> <p>6 市選定保存技術の保持者又は保存団体として認定を受けていたものが、前項の規定による選定又は認定の解除の通知を受けたときは、当該市選定保存技術の保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保存団体の代表者若しくは管理人（保存団体が解散した場合にあっては、その代表者又は管理人であった者）は、速やかに認定書を<u>市長</u>に返付しなければならない。</p> <p>（選定保存技術の保持者の氏名変更等）</p> <p>第21条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>規則</u>の定める理由があるときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人（保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者）について、同様とする。</p> <p>（選定保存技術の保存）</p> <p>第22条 <u>市長</u>は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができ</p>

現行	改正案
<p>とができるものとし、<u>市は</u>、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選定保存技術の保存に関する指導又は助言)</p> <p>第23条 <u>教育委員会</u>は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第24条 <u>教育委員会</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審議を行うため、周南市文化財審議会を置く。</p> <p>2 周南市文化財審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 <u>この条例の施行については、第11条第1項、第12条、第13条第4項、第16条(第1項を除く。)及び第22条(第2項で準用する第11条第2項を除く。)</u>に関する事項は、市長が定め、その他の事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>るものとし、保持者又は保存団体その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選定保存技術の保存に関する指導又は助言)</p> <p>第23条 <u>市長</u>は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第24条 <u>市長</u>の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審議を行うため、周南市文化財審議会を置く。</p> <p>2 周南市文化財審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>

山田家本屋保存条例新旧対照表（附則第7項の改正）

現行	改正案
<p>（公開日）</p> <p>第4条 山田家本屋は、次に掲げる日を除き、毎日公開する。 ただし、<u>周南市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が、管理上特に必要があると認めるときは変更することができる。</p>	<p>（公開日）</p> <p>第4条 山田家本屋は、次に掲げる日を除き、毎日公開する。 ただし、<u>市長</u>が、管理上特に必要があると認めるときは変更することができる。</p>
<p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（1）・（2） （略）</p>
<p>（公開時間）</p> <p>第5条 山田家本屋の公開時間は、10時から16時30分までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が、管理上特に必要があると認めるときは変更することができる。</p>	<p>（公開時間）</p> <p>第5条 山田家本屋の公開時間は、10時から16時30分までとする。ただし、<u>市長</u>が、管理上特に必要があると認めるときは変更することができる。</p>
<p>（使用の許可）</p> <p>第7条 山田家本屋を使用しようとするものは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>（使用の許可）</p> <p>第7条 山田家本屋を使用しようとするものは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>（指定管理者への委託）</p> <p>第10条 <u>教育委員会は、山田家本屋の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）を指定し、管理を行わせることができる。</u></p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第10条 <u>市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、山田家本屋の管理を行わせることができる。</u></p>
<p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第11条 指定管理者になろうとするものは、次に掲げる書類を</p>	<p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第11条 指定管理者になろうとするものは、次に掲げる書類を</p>

現行	改正案
<p>添えて<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める書類</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第13条 指定管理者の行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>委託された業務</u>に関する個人情報の保護に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第14条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、山田家本屋の管理の業務に関し事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、山田家本屋の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>添えて<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるほか、<u>市長</u>が必要と認める書類</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第13条 指定管理者の行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 業務に関する個人情報の保護に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第14条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、山田家本屋の管理の業務に関し事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、山田家本屋の管理に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

周南市民俗資料展示施設条例新旧対照表（附則第8項の改正）

現行	改正案
<p>（管理）</p> <p>第3条 展示施設は、<u>周南市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」 という。）が管理する。</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 展示施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>	<p>（管理）</p> <p>第3条 展示施設は、<u>市長</u>が管理する。</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 展示施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（開館時間）</p> <p>第6条 展示施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>	<p>（開館時間）</p> <p>第6条 展示施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（利用の許可）</p> <p>第8条 展示施設又は資料を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、<u>教育委員会</u>の許可を得なければならない。</p>	<p>（利用の許可）</p> <p>第8条 展示施設又は資料を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、<u>市長</u>の許可を得なければならない。</p>

現行	改正案
<p>(利用の制限等)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、展示施設及び資料の利用を停止し、若しくは制限し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(資料の寄贈等)</p> <p>第12条 展示施設に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、<u>教育委員会</u>が別に定める手続によらなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>	<p>(利用の制限等)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、展示施設及び資料の利用を停止し、若しくは制限し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(資料の寄贈等)</p> <p>第12条 展示施設に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、別に定める手続によらなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例新旧対照表（附則第9項の改正）

現行	改正案
<p>（組織の役割）                      第3条（略）                      2 組織の役割は、次のとおりとする。                      （1）～（14）（略）                      （15）教育委員会事務局                      ア 市民の自主的・継続的な学習活動の<u>支援及び文化財の保護・活用を図る</u>とともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもを見守り育てる活動を進めることにより、生涯学習社会の形成を促進する。                      イ・ウ（略）</p>	<p>（組織の役割）                      第3条（略）                      2 組織の役割は、次のとおりとする。                      （1）～（14）（略）                      （15）教育委員会事務局                      ア 市民の自主的・継続的な学習活動<u>を支援する</u>とともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもを見守り育てる活動を進めることにより、生涯学習社会の形成を促進する。                      イ・ウ（略）</p>